

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 都市計画法施行令の一部改正

一 開発整備促進区

1 開発整備促進区を都市計画に定めるについて必要な基準を定めるものとする。

(第七条の七関係)

2 地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するものとして、開発整備促進区における地区整備計画の区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域等を定めるものとする。

(第十四条の二関係)

二 開発許可制度の見直し

1 開発許可が不要となる適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物として、国、都道府県等が設置する研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のものを追加するものとする。

イ 学校の用に供する施設

ロ 社会福祉事業又は更生保護事業の用に供する施設

ハ 病院、診療所又は助産所の用に供する施設

ニ 多数の者の利用に供する庁舎で国土交通省令で定めるもの

ホ 宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他国土交通省令で定めるものを除く。）

（第二十一条関係）

2 都道府県知事がその市街化調整区域に係る開発行為について開発許可をすることができる主として

周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物として、1のイからハまでに掲げるものを定めることとする事。

（第二十九条の五関係）

第二 建築基準法施行令の一部改正

一 第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の用途として、場外勝舟投票券発売所を定めるものとする事。

（第三百三十条の八の二第一項関係）

二 準住居地域等内に建築してはならない建築物の用途として、場内車券売場及び勝舟投票券発売所を定

めるものとする。

(第百三十条の八の二第二項関係)

第三 駐車場法施行令の一部改正

一 自動二輪車駐車場等の出口及び入口に関する技術的基準

1 出口付近は、当該出口から一・三メートル後退した車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、歩行者を確認できる構造とすること。
(第七条第一項第五号関係)

二 自動二輪車駐車場等の車路に関する技術的基準

1 一方通行の車路の幅員は、二・二五メートル(当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通路の用に供しない部分にあっては、一・七五メートル)以上とし、一方通行の車路の幅員は、三・五メートル以上とすること。
(第八条関係)

2 屈曲部は、自動二輪車を三メートル以上の内法半径^{のり}で回転させることができる構造とすること。

(第八条関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする。

第五 施行期日

この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行するものとする。ただし、第三の規定は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月三十日）から施行するものとする。

（附則関係）